

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成25年3月19日(火) 午前9時00分から11時15分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 21番

会長職務代理者 欠席

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 7番 8番

9番 10番 11番 12番

13番 14番 15番 16番

17番 18番 19番

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 20番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

11番委員 12番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地係長 振興係長 振興係書記

開始時間 午前9時00分

事務局長 おはようございます。
ただいまより、平成24年度第12回農業委員会総会を開催します。
姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さん、おはようございます。
本日は、20番委員から欠席届が出されております。
本日の出席人員は、20人で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
(会長より、コミュニティ協議会役員研修の報告あり。—中略—)

昨日、18番委員と一緒に農政連の総会に行ってきたのですが、先日、安倍首相がTPP交渉参加を表明されました。選挙では参加しないということで、我々支援してきているわけですが、総会でもTPP参加断固反対という決議もされました。

しかし、交渉に参加しないと情報もはからない。それで良いのか、交渉には参加して国益にかなう方向で運動をやるべきかなと考えているところです。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

11番委員と12番委員にお願いします。

諸般報告

議長 ただいまより、会議を開きます。
事務局より、諸般の報告1番、2番について報告を求めます。

事務局① 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。

資料の1ページから7ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が20件、農地法第3条の解約が1件ありましたのでご報告いたします。

事務局② 報告第2号 農地の利用目的変更について、報告いたします。

事務局② 整理番号1番の農地の利用目的変更の申請人は、伊佐市菱刈川南に住されているSKさんであります。

土地の所在地は、伊佐市菱刈川南字十二和、地目は田で、形状変更面積は445㎡です。

申請地は、県道菱刈～横川線バイパスと、旧道の町舟津田上自治会の交差点より10mのところに位置し、周囲は山林に囲まれた迫田で現在農地として利用がなく雑草が生い茂っております。

利用目的変更の理由としましては、周囲が山林で迫田、天水で田んぼとしての利用ができないということであります。

かさ上げの高さは約2m程度、埋め立てを行う予定だそうです。

かさ上げ後は、畑地として利用される予定であります。

なお、現地調査の時点でトラック1台程度の土砂が搬入されており、その中に、がれき、アスファルト辺、木屑等が含まれておりました。

また、許可前の実施はできないことを12番委員にお願いして指導をいたしたところであります。

そして、このトラック1台分のがれきは、全部を取り除かれており、写真も提出いただいております。

この農地につきましては、3月12日、事務局において現地調査を行い問題のないことを確認しております。

以上で、あります。

議長 報告が終わりました。
委員のみなさん、質問、ご意見等はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告のとおり了解といたします。

議案第1号

議長 ただいまから、議案の審議にはいります。
議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について、提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定

事務局 | のうち所有権移転分について説明いたします。

8ページをお開きください。

整理番号1から4につきまして、あっせんによる所有権移転です。

譲渡人は、4件すべて滋賀県大津市南滋賀にお住まいのNY氏です。

整理番号1につきまして、譲受人は伊佐市菱刈川北に居住のHK氏、65歳で自治会は築地上、経営面積は25,959㎡です。

土地の所在地は、菱刈南浦字中牟田の6筆で、地目はすべて田、面積の合計は7,469㎡です。

整理番号2につきまして、譲受人は伊佐市菱刈川北に居住のHH氏、68歳で自治会は築地上、経営面積は46,994㎡です。

土地の所在地は、菱刈荒田字東水流で、地目は田、面積3,097㎡です。

整理番号3につきまして、譲受人は伊佐市菱刈荒田に居住のTT氏、56歳で自治会は西川、経営面積は14,067㎡です。

土地の所在地は、菱刈南浦字年ノ宮で、地目は畑、面積は2,032㎡です。

整理番号4につきまして、譲受人は伊佐市菱刈荒田に居住のTK氏、49歳で自治会は青木元、経営面積は5,453㎡です。

土地の所在地は、菱刈荒田字餅ヶ丸で、地目は田、面積は29㎡で、現在は圃場整備により受人所有の田と一緒になっています。

4案件とも、あっせん委員としまして1番委員、14番委員にお願いいたしました。

続きまして利用権設定につきまして説明いたします。

18-1ページの総括表を、お開きください。

期間は、2年7カ月から10年1カ月で、面積の合計は、田86,085㎡、畑35,386㎡の計121,471㎡です。

利用権の設定をする者の数22人、設定を受ける者の数9人です。

土地の明細につきましては、10ページから18ページの整理番号1番から22番のとおりです。

皆さまのご審議方よろしくお願いたします。

議長 | ただいま事務局の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
17番委員。

17番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、報告いたします。
調査日は去る3月15日に、受人立会いもと調査いたしました。
受人で申請人のWTさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留東で年齢は64歳、農業意欲のある方です。
譲渡人のNMさんは、伊佐市大口青木に居住されています。
申請地は、菱刈市山字皮田の田で、面積は524㎡であります。
所在地は、納骨堂がありますが、そこから西の方へ120m位のところに位置した良く管理された田でございます。
これを今回3条によりまして、受人のWTさんが売買で購入される予定になっています。
WTさんに農業従事者は1人ですが、長男さんが同じ敷地内に住んでいて、農作業を手伝っておられます。
以上のようなことで、農地法に何ら支障をきたすことはないようでございますので、許可相当かと判断いたしました。皆様方のご審議方をお願いしまして、私の報告を終わります。

- 議 長 17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員。
- 14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る3月15日、申請人FK氏立会いのもと現地調査いたしましたので、14番が報告いたします。
譲渡人のST氏は、東京都新宿区高田馬場に居住で、年齢は62歳です。
受人は、菱刈川北に居住のFK氏、78歳です。
経営面積は5,854㎡で、農作業常時従事者は1人です。
売買による所有権移転申請です。
申請地は、伊佐市菱刈川北字糺ヶ山の4筆、地目はすべて田、面積は合計2,434㎡です。
所在地は、小学校から直線で約500m東北側に位置しております。
現在、請け人のFKさんが耕作している水田であります。
周囲の状況は、東側、南側、北側が山林で、西側は水田が連なっております。
FKさんは、耕作意欲もあり、大口に居住されている息子さんも手伝われるそうです。
添付書類は、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

- 14番委員 以上で、私の報告を終わりますが、一部疑問がありまして、事務局の方から補足をお願いします。
- 事務局 この件につきましては、14番委員の方から昨日、相談がございまして実際現地を見てみますと、2筆は荒地でございまして、木々が生えている状態で、農地としてどうなのかというところです。
- そして、FKさんに電話でどうされますかと問い合わせをしたら、重機をいれて、農地に戻したいという話でした。
- また、申請人に農機具を持っておられるのかと聞きましたところ、耕運機しかなくここ1～2年は、減反で対応してきたとのことでした。
- 農業をされないと、この件は許可にはなりませんよという話をしましたら、大口原田に居住の息子さんが手伝いをして農業をやっていきたいということでした。
- あわせて、渡人が東京都新宿に居住で今後、帰ってきて耕作する意思もなく、どうしてもFKさんにお渡して農地として使ってほしいという希望もあるそうです。
- 農地を荒さないためにもどのようにした方が良いのかということで、14番委員と協議をしました。
- 農地として守るためであれば、許可相当ではないかと判断をした次第です。併せて、この件については、委員皆さん方で協議をしていただいて判断を仰ぎたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 議長 ただいま事務局の補足説明がありましたが、委員の皆様から、何か意見がありましたらお願いします。
- 10番委員 事務局の報告では、2筆が田んぼの状態ではないということで重機をいれて田んぼにしたいということですが、田んぼにされた状態で申請をされ、現地調査をし、耕作できる状態であれば、許可をするということが望ましいのではないかと思います。
- 議長 他の人は何かございせんか。
- 19番委員 今回の案件ですけれども、農地に戻すとしてSTさんがするのか、FKさんがするのか、そこらは大きな問題が出てくると思いますね。
- 事務局 私がFKさんに確認をしたところでは、許可を受けられれば、重機が

事務局 空き次第、工事に取り掛かるとのことでした。
農地に戻すという条件をつけることも考えられます。
また、息子さんに農地を集積したいとの意向でありました。

議長 ここで、若干休憩といたします。

休憩開始：9時25分

休憩終了：9時33分

議長 休憩前に引き続き、議事を再開します。
他に、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
条件つきで、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、条件つきで許可が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち
整理番号3番について、去る3月14日に、申請人のSAさん立会いの
もと現地調査を行いましたので3番が報告いたします。

申請人のSAさんは、大口鳥巢に居住され、66歳で自治会は鳥巢上
であります。

渡人のSKさんは、大口大島にお住まいで、74歳で自治会は大島南
であります。

申請地は、大口鳥巢字宮ノ前で、地目は田、面積は586㎡、兄弟で
ある兄さんから弟さんへの無償贈与であります。

現地は、公民館より北側100m位に位置し、南側・北側は宅地、東
側は田、西側は市道で良く管理された水田で、今まで弟のSAさんが耕
作していたそうです。

自宅のすぐ近くで、他に現在17,395㎡耕作されていて、今回の

- 3 番 委 員 申請面積も取得可能面積であります。
農機具は、トラクター等すべて所有され農業従事者は息子さんと2人で耕作意欲のある方であります。
添付資料として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 3番委員の報告が、終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番について、3番委員の調査報告のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めまます。
5番委員。
- 5 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番につきまして、去る3月11日に、現地調査行いましたので、5番が報告いたします。
譲受人のTMさんは、大口宮人に居住され、自治会は馬渡で、年齢は55歳です。
譲渡人のOTさんも、大口宮人に居住され、自治会は馬渡で、年齢は81歳であります。
OTさんとTMさんは、親子の関係でございます。
申請地は、大口宮人字千鳥迫で、地目は田、地籍は349㎡であります。
- 5 番 委 員 申請地の位置は、自宅から5分位のところにありまして、現況は管理の行届いた田んぼで、OTさんが耕作しております。

- 5 番 委 員 周囲の状況は、東側と西側が田んぼ、北側が道路、南側が水路であります。
 所有権移転は、親からの贈与であります。
 受人の経営面積は8,315㎡で取得可能面積であり、農業従事者は2人であります。
 経営意欲はあり、農機具等は完備しております。
 以上のような理由により、当申請は、農地法上問題はないものと思われ
 ますので、許可相当と思われ
 ます。
 添付資料としまして、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
 皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 5番委員の報告が終わりました。
 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
 整理番号4番について、5番委員の報告のとおり、許可することに賛
 成の委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
 よって整理番号4番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号5番・6番については、譲受人が同一人ですので、一括して
 担当委員の報告を求めます。
 13番委員。
- 13番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち
 整理番号5番について、3月14日、本人立会いのもと、現地調査を行
 いましたので、13番が報告いたします。
 申請人で受人のMTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、42歳で自
 治会は上目丸です。
 渡人のMYさんは、栃木県宇都宮市築瀬町に居住されており、MTさ
 んの従兄弟にあたります。
 申請人のMTさんの経営面積は72,950㎡を、家族4人で耕作さ
 れており、主に葉タバコも4ha耕作されております。

- 13番委員 申請地は、大口目丸字松之元、地目は畑、面積は742㎡を贈与で取得されます。
- 農機具等はすべて自己所有されており、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われます。
- 委任状、全部事項証明書も、提出されておりますので、本日許可されるようお願いいたします。
- 次に整理番号6番について、3月14日、本人立会いのもと、現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。
- 申請人で受人のMTさんは、伊佐市大口目丸751番地3に居住され、42歳で自治会は上目丸です。
- 渡人のYTさんは、鹿児島市坂元町に居住されており、MTさんとは従姉弟にあたる方です。
- 申請人のMTさんの経営面積は72,950㎡を、家族4人で耕作されており、主に葉タバコも4ha耕作されております。
- 申請地は、大口目丸字日和の田が2筆1,883㎡、同じく畑が791㎡、字宮ノ後の畑が23㎡の計2,697㎡を贈与で取得されます。
- 1年分の飯米を渡すとのことで、何ら問題はないと判断しました。
- 農機具等もすべて自己所有されており、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われます。
- 全部事項証明書も、提出されております。
- ご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番・6番について、13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号5番・6番は許可が決定しました。
- 議 長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。

4番委員。

4番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号7番を、4番が報告いたします。

去る3月17日、申請人のKYさんの息子さんの立会のもと、現地確認を行いました。

申請人は、伊佐市大口針持に居住のKYさん、63歳です。

息子さんが、40歳でSK社に勤務されています。

渡人は、伊佐市大口曾木のMMさんです。

田んぼの所在地は、大口曾木字山神、田、971㎡、これだけが、自宅から800m位離れていまして、他の3筆は自宅の近くになります。大口曾木字山神の3筆は自宅から100m以内にあります。

KYさんは農協勤務、息子さんは兼業ですけれども、近くに田んぼが出たから忙しいけれども、近くに土地があってもつたいないから買いましたということでした。

兼業ということで、農機具はトラクターしかありません。後は、作業委託をされているそうです。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思います。

以上です。

議長 4番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。
19番委員。

19番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につき

- 19番委員 まして、整理番号8番を19番が報告いたします。
- 受人のUTさんは、伊佐市大口針持にお住まいの農業で、73歳、自治会は高野でございます。
- 譲渡人のMEさんは、鹿児島市西陵に居住され、無職の52歳であります。
- 所在地は、大口針持字石井手で、地目は登記が田で現況も田でありました。面積は628㎡です。
- 受人の耕作面積は18,168㎡でございます。
- 申請地の位置は、針持川の高野橋上流400m位の西側でございます。現況は田でございます。
- 現在は、UTさんが耕作しています。
- 田んぼが続けて1枚になっていますので、これまでずっとUTさんが借りて耕作してきたということです。
- 受人のUTさんは、規模拡大という申請理由で、経営意欲は充分にありまして、農機具等もすべて完備しております。
- このような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- 提出書類といたしまして全部事項証明書、住民票、字図等が添付しておりました。
- 以上、調査しましたので報告をいたします。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
- 議 長 19番委員の報告が、終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。

- 16番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る3月13日、受人立会いのもと現地調査をいたしましたので、16番委員が報告いたします。
- 受人のKN氏は、伊佐市大口大島に居住され、年齢は70歳で、自治会は大島北であります。
- 渡人のNT氏は、伊佐市大口大島に居住され、90歳で、自治会は大島北であります。
- 申請所在地は、伊佐市大口大島字樋掛、地目は田、地籍は177㎡で、良く管理され現在受け人が耕作されており、今回売買により取得されるものであります。
- 申請地は、農機センターの東50m、国道267号の西に墓地がありますが、その付近でございます。
- 農業従事者は2人で、耕作面積は35,421㎡で、農機具もトラクター、コンバイン、動噴等、良く管理されておりました。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条の適格者であると同時に、農地法第3条2項の各号に該当しないため、農地の取得につきましては何ら問題ないと思われまます。
- 皆さん方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。
- 議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号9番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。
- 8番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る3月16日に調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

- 8 番 委 員 申請人で譲受人のHYさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、48歳
です。
譲渡人のAHさんは、59歳で、兵庫県明石市大久保町大窪にお住ま
いです。
申請地は、大口木ノ氏字村ノ前の4筆、地目は田、合計面積が6,1
95㎡であります。
受人の経営面積は25,779㎡で取得可能面積であり、農作業従事
者は3人です。
法律関係は、有償による所有権移転売買です。
申請地の位置は、HYさん宅の北側約400m以内に位置しており、
昨年までは公的小作人ではありませんが、EKさんが小作されておりました。
所有権移転売買にいたった理由といたしまして、譲渡人は農業廃止で
あり、譲受人は規模拡大とのことであります。
譲受人は、耕作意欲もあり、農機具等も揃っております。
以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当し
ないと思われまますので、許可相当であろうかと思いました。
添付書類として、全部事項証明書等があります。
皆様方のご審議方をよろしくお願いして、私の報告を終わります。
- 議 長 8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号11番について、担当委員の報告を求めます。
11番委員。
- 11番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち
整理番号11番について去る3月17日に調査を行いましたので11

1 1 番委員	<p>番が報告いたします。</p> <p>申請人で譲渡人のOTさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は上新町で、年齢は49歳、NK社の職員であります。</p> <p>渡人のORさんは、伊佐市伊佐市大口針持に居住されており、年齢が80歳、自治会は西方で、譲受人のOTさんの父親であります。</p> <p>今回、父親のORさんが高齢となり、しっかりしているうちに子供に財産を譲りたいと、後継者のOTさんへ所有権移転贈与されるものであります。</p> <p>申請地は、大口曾木字山神の畑で654㎡、外に大口針持字山畑の4筆で、田2筆の5,147㎡と畑2筆の1,222㎡、合計6,369㎡であります。</p> <p>受人の耕作面積は、903㎡ですが、当申請で下限面積を超え取得可能面積となります。</p> <p>農作業従事者は2人ですが、両親もときどき加勢されるそうです。</p> <p>通作距離は、自宅から遠いですが、親の家からは近いところで100m位、遠いところで1,500m位になります。</p> <p>経営意欲は充分ありました。</p> <p>農機具は、トラクター、田植え機は所有されていますが、脱穀、乾燥、籾摺りは委託される予定とのことでした。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法上問題はないようであり、許可相当かと思われまます。</p> <p>添付資料として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されてあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
1 1 番委員	<p>1 1 番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>1 1 番委員の報告のとおり、整理番号1 1 番を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p>

よって整理番号1 1番は、許可が決定しました。

議長 整理番号1 2番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1 2番について、去る3月13日に、申請人のNM氏立会いのもと、現地調査を行いましたので3番が報告いたします。

申請人のNM氏は、大口大田にお住まいで62歳、自治会は大田であります。

渡人のNKさんは、大口大田にお住まいの84歳、木崎自治会であります。

関係は、親子であります。

申請地は、大口大田字川島の田729㎡と、同じ字の田521㎡の2筆で、現況は良く管理された水田であります。

現地は親子による贈与で、息子のNMさんが受贈されるものであります。大田のふれあい道路のパチンコ屋の北側約300mのところ、NMさんの宅地と続きで、直ぐ東側にあります。

農機具は、トラクター、コンバイン等を所有され、耕作者は2人で、耕作意欲のある方であります。

添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。

議長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
1 2番について、3番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1 2番は、許可が決定しました。

- 議 長 整理番号13番について、担当委員の報告を求めます。
13番委員。
- 13番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号13番について、3月15日、本人立会いのもと、調査を行いましたので13番が報告いたします。
申請人で受人のYTさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は上原田です。
渡人のYRさんは、伊佐市大口原田に居住され、こちらも自治会は上原田です。
YTさんの経営面積は88,045㎡を親子4人で耕作され、牛の生産もされていらっしゃいます。
申請地は、牛小屋の直ぐ前で、大口原田字原田、地目は畑、面積は770㎡で、永年、YTさんが耕作されていらっしゃいます。
今回、経営規模拡大のため、売買で取得されます。
農機具等はすべて自己所有されており、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまます。
許可申請書、全部事項証明書も、提出されておりますので、ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
13番について、13番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号13番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号14番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3 番 委 員 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 1 4 番について、去る 3 月 1 2 日に、申請人の KE さん立会いのもと、現地調査を行いましたので 3 番が報告いたします。

申請人の KE さんは、大口元町に居住され、自治会は里町で、年齢は 6 4 歳であります。

譲渡人の OY さんは、大口里に居住され年齢は 8 3 歳、自治会は西本町であります。

申請地は、大口里字樋ノ口、地目は田、面積は 5 3 8 m²で、とどろ公園の東側に位置し、西側は農道、北側は工事中の国道、東側・南側は水田であります。

KE さんの所有されている田に 1 枚囲まれたところで、良く管理された田でありまして、相手方の要望により売買されるものであります。

申請人の自宅から約 1 k m のところで通作可能であります。

受人の経営面積は 9, 8 1 3 m²で、取得可能面積であります。

農作業従事者は 2 人で、耕作意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして終わります。

議 長 3 番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
1 4 番について、3 番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号 1 4 番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号 1 5 番について、担当委員の報告を求めまます。
6 番委員。

6 番 委 員 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 15 番について、去る 3 月 15 日に、受人立会いのもと、現地調査を行いましたので 6 番が報告いたします。

申請人で受人の MS さん 30 歳は、伊佐市大口大田に居住され、自治会は郡山です。

現在、両親と 3 人で、生産牛 48 頭を飼育されている専業農家です。

渡人の NT さんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は牛尾、年齢は 64 歳であります。

申請地は、伊佐市大口小木原字熊ヶ迫の 7 筆で、地目は畑であります。一部に現況が宅地に利用されているところがあります。

地籍は合計 5,717 m²で、売買による所有権移転であります。

受人の経営面積は 9,067 m²で、取得可能面積であります。

農作業従事者は 3 人で、現地は牛舎の周辺であります。

通作距離は自宅より 1,500 m 位であり、良く管理されており飼料畑として利用されています。

MS さんは経営意欲があり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法上問題はないものと思われるので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 6 番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

議 長 ちょっとお尋ねしますが、一部宅地とありますがどういうことですかね。

事 務 局 ここに現況が宅地とありますが、これは税金上の取扱でありまして、実際は農業用施設すなわち牛舎が建っています。

これは補助金等をもって建てる場合はこういう状況がでてきます。

議 長 他に質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

議 長 15番について、6番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号15番は、許可が決定しました。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数15件のうち、15件の許可が決定しましたが、1件は条件付許可とします。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定については取り下げです。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

3番委員。

3 番 委 員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番について、去る3月15日、申請人のKMさん立会いのもと、5番、16番それに私3番の3人で現地調査を行いましたので3番が報告いたします。

申請人のKMさんは、大口白木に居住され、自治会は白木で、年齢は69歳であります。

申請地は、大口白木字大見取で住宅と隣接した場所で、倉庫並びに作業場を建設したいとのことあります。

資金は自己資金であります。

今回、農業委員会事務局より地目違いのご指導を頂、本人は地目が違う事にびっくりし、指導に従い先月農振除外の許可を受け、今回4条申請をした様子でした。

- 3 番 委 員 許可をいただきすぐ登記するとのことでした。
所在地は、県道白木線の白木集落の中心どろで、公民館より500m位北側で、南側水田、東側・西側・北側は宅地で現在、KK社を営んでおられます。
道路、排水等も良く整備され、周囲に悪影響を及ぼすようなことは無いと思います。
添付資料として、全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、字図等が添付してあり、3委員で協議し許可相当としましたが、委員皆様のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。
- 議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
18番委員。
- 18番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号2番について、18番が報告いたします。
去る3月15日、8番、16番それに私18番の共同調査であります。
申請者は、伊佐市大口目丸に居住の、AYさん、89歳、自治会は中目丸です。
現地調査は、申請者が高齢のため娘さんと、代理人であるKH行政書士さんに立ち会ってもらいました。
場所は、国道268号線と447号に面したところで、昔、T店という金物店がありましたが、その国道の向かい側に位置しています。
面積が62㎡と非常に狭いところですが、この申請地は、昭和62年

18番委員 | に国道の拡張工事のため分筆をされ、面積が少ないということと、形状が三角形になっていまして、とても農地として耕作できる状態ではなくなったということです。

隣接地が、雑種地と宅地になってしまったということもあり、一緒に埋め立てられて、そのまま放置されていたようであります。

この際、正規の手続きをとって、ちゃんとしたいということで、申請にいたったということのようであります。

隣接地もまだ建物も建っていませんが、何か建つ見込みがあるやにも聞きますが、隣接の土地が利用されるようになれば駐車場として利用してもらいたい意向のようでございまして、添付書類もすべて揃っておりますし、3人の意見において許可してよいのではないかという意見に達しましたので、皆様方の審議をよろしく願いまして、報告を終わります。

議 長 | 18番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 | なしということでございますので、お諮りします。
調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 | 全員挙手。よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 | 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
19番委員。

19番委員 | 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番を、19番が報告いたします。

申請者のST氏は、伊佐市大口針持にお住まいで、自治会は田原で、年齢は62歳であります。

申請地は、大口針持字田原、登記地目は畑になっていりますが、現況はクヌギ林になっていまして。面積は677㎡です。

- 19番委員 この事案につきましては、2月に非農地証明願いが出されまして、4番委員、11番委員、事務局から2人で調査をした事案でございましたが、クヌギを植えて10年しか経ってなくて、木も小さかった関係もあって、非農地としては認めがたいので4条申請でし直したらどうですかということで指導したところで、今回、4条申請がなされております。
- 申請地は、公民館より県道を南に200m位進んだところの左側でございます。
- 東側は民家、西側は道路、南側は道路と原野、北側は原野となっております。東側は直ぐ民家がございます。調査の時に、奥さんが出てこられてチリを焼いておられましたので雑談をしたわけですが、その中で、冬になったらクヌギの枯葉が飛んできて困るのですよと話をされました。
- そこで、植林をされて数年経った段階でホダ木として使用できるような大きさになったら、特に家の近くは早めに切ってくださいと要請をしたところでした。
- まだ、木も大きくありませんでしたので、元通りすることも困難でございましたので、このまま認めてもよろしいのではないかと判断したところでした。
- 以上のように調査いたしましたので報告いたしますが、皆様のご審議方をよろしく申し上げます。終わります。
- 議 長 19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 多数挙手。よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
17番委員。

17番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号4番について、報告いたします。

調査日は、3月15日、3人の委員で共同調査いたしました。

今日、報告予定の20番が所用のため欠席ですので替わって17番が報告いたします。

申請者は、伊佐市大口原田に居住のIYさん、自治会は国ノ十で、年齢は65歳であります。

所在地は、同じ屋敷内の大口原田で、地目は畑になっていますが、今回ここに牛舎ということでの申請であります。

これについては、3人の共同調査の中でいろいろ話をしたところでございまして、昭和55年3月頃、申請人のIYさんが、酪農を屋敷内で始めた時からのことです。

現地においては、屋敷内で酪農をして、がんばっておられる方です。

所在地は、葬祭場の近くです。

国ノ十自治会の中心部でございまして、衛生面とか、環境については非常に良く整備され問題はないということですが。

長年、経過したものを、共同調査の中で指摘するようなこともないという話でございまして、農地法に従った取り組みで、今後は行ってくださいという指導はいたしました。

そこで、添付書類の中に、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、始末書等が添付されておりまして、15日の調査の結果はやむを得ないということで報告をさせていただきますが、委員の皆様方のご審議をお願いいたしまして、私の報告をおわります。

議 長 17番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「はい」という声、あり。)

議 長 はい、16番委員。

16番委員 どうして、今頃出てきたのですか。

本人からの申請ですか。

事務局 IYさんの年齢を見ていただければ分かりますが、65歳であります。今回年金を受給されるわけですが、年金を受給される場合は、農地はすべて後継者の名義変更及び貸し借りでの譲渡ということが必要で

事務局 　　す。特に牛舎については、相続とかの問題になりますと、大きな相続税の関係が出てきます。その関係で宅地に変える事によって、I Yさんが所有権を主張できるということです。

本人が、年金がらみで地目を変更したいという申出でありました。

17番委員 　　補足をいたしますが、今後は和牛に切り替えて経営をしていきたいとの意向でありました。

4番委員 　　住宅地の中のようなのですが、汚水処理などはどうされているのですか。

17番委員 　　すべて完備されていまして、環境は整っていました。

議長 　　　他に、ございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 　　　なしということでございますので、お諮りします。

調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　　　全員挙手。よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 　　　整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。

1番委員 　　　1番委員。

1番委員 　　議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の整理番号5番を、1番が報告いたします。

調査日は、去る3月15日です。

調査員は、7番、14番、1番の3人です。

申請人の住所は、伊佐市菱刈徳辺で、自治会は桜馬場で、氏名は、T Yさん87歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字陣之尾、地目は畑、地籍は4,865㎡です。

転用目的は、ヒノキの植林とのことです。ケヤキと書いてございますが、苗が手に入らなかったとのことです。

1 番 委 員 所在地は、菱刈庁舎より国道の徳辺の信号を東へ約3kmの所に、S
P F豚舎がありますが、その付近でございます。
転用理由としましては、日照不足で鳥獣被害もあり耕作不能となった
とのことで、平成20年3月ごろから遊休地となっています。
セイタカアワダチソウを刈り取った跡がありました。
TYさんは、資金を準備されております。
添付資料といたしまして、全部事項証明書、事業計画書、被害防除に
関する誓約書、字図、預金通帳のコピー等が揃っています。
3委員で協議いたしました結果、許可相当かと思われま
す。
委員皆様のご審議方をよろしくお願ひいたします。
これで私の報告を、終わります。以上です。

議 長 1番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員
の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。よって整理番号5番は、意見の決定並びに許可及び諮問が
決定しました。
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、申請件数5件については、意見の決定
並びに許可及び諮問が決定しました。

議案第5号

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番について、担当委員の報告を
求めます。
15番委員。

15番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並

15番委員 びに許可及び諮問決定のうち整理番号1番につきまして、説明を申し上げます。

譲渡人の伊佐市大口里のFHさんは、里町にお住まいで、会社役員、82歳です。

譲受人が、伊佐市大口里のFS社、土木建築業でございます。

所在・地番につきましては、大口下殿字湯ノ谷、地目は畑で、面積が2,979㎡でございます。

転用目的は、太陽光パネル設置でございますが、この件につきましては、昨年9月か10月頃だったと思うのですが、農振除外申請がなされておりましたのでそのとき詳細につきましては、皆さんに説明を申し上げました。

今回も現地調査をあえて行いませんで、当時農振除外申請が挙がってきた時点で、3番委員、16番委員、私そしてFS社の関係の方立会いのもと現地調査をいたしました。詳細についてはそのとき申し上げましたので今回は申し上げませんが、場所的には、IS社の北側に病院に行く道路が有りますけれども、その道路沿いでございまして、南に向かって右側が梅園、左手に一筆ここが農振地としてまだ残っていたということで、現況はほぼ雑種地で、農地として利用はしてございませんでしたが、3人協議の上では、太陽光パネル設置については、何ら支障はないのではないかということで意見を総括して、当時説明を申し上げたと思っております。

添付書類としまして今回は、太陽光設置について、字図、事業計画書、見積書、融資予定証明書、発電量計算書、会社定款、全部事項証明書等必要書類が全部添付されています。

以上のようなことで、整理番号1番についての説明は、今回3人協議しましたところ、許可することに問題はないのではないかとまとめました。以上でございます。

議長 15番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、3月15日、代理人のSYさん立会いのもと、5番、16番、私3番の3人で共同調査をしましたので、私が報告いたします。
申請人のSSJ社は、東京都千代田区三崎町にある会社で、代表取締役はTE氏であります。
譲渡人のYMさんは、霧島市隼人町姫城に居住される方でありまして、元々、旧大口市出身で親から贈与された土地だったらしいです。
先ほど、15番委員の方から報告がありましたが、FS社のすぐ隣の畑でございまして、同じ目的のソーラーシステムでございまして。
申請地は、大口下殿字湯ノ谷、地目は畑、面積は4,212㎡、第2種農地でございまして。
IS社の南側に位置し、東側、南側、北側は山林、西側は市道で、周囲に及ぼす影響はないと思われまして。
その南側のSYさんの畑は、先月、太陽光の施設で許可されたものと同じ施設のものが、今回加わって太陽光の施設を作られるところでございます。
本申請は、売買で所有権移転されるもので、転用目的は、太陽光発電所として、発電電力量84万キロワット/時の利用となっております。
添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、位置図、字図、平面図等が提出されております。
調査の結果、この申請については、3人の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。

議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成
の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。

15番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定のうち整理番号3番につきまして、説明を申し上げ
ます。

譲渡人が、伊佐市菱刈川北、KHさん、築地下自治会で、83歳でござ
います。

譲受人が、伊佐市菱刈川南、KGさんで、自治会は山下、32歳でござ
います。

渡人と受人の関係は、祖母と孫の関係でございます。

所在・地番は、菱刈川北字立添、地目は田、面積が500㎡で、転用
目的が住宅建築ということで、去る3月15日、10番委員、12番委
員、K測量士さん、O司法書士の方、申請人のKGさんらと共同調査を
実施いたしました。

場所については、築地橋より東側200m位に位置し、現況は雑種地
であります。

詳細について、共同調査をいたしましたが、特別指摘することはござ
いませんでした。

隣接地について、東側は祖母さんの名義の雑種地で残っておりまし
て、しいて言いますと建設予定地の南側の県道に面するところが、土砂
が流失するような現況でございましたので、このところはどうするの
かと申し上げましたところ、L型の土留めを施行して用水路には影響の
ないやり方をすることということでございました。

添付書類といたしまして、字図、汚排水処理についての書類、被害防
除計画書、住宅建設計画書、土地改良区の意見書、住宅ローンの審査結
果並びに全部事項証明書を添付されてございました。

- 15番委員 3人の意見としては、許可相当ということで意見を集約しました。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 15番委員の報告が終わりました。委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。議案第5号については、申請件数3件のうち3件について、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議案第6号 —————
- 議長 議案第6号 非農地証明願について、提案します。整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。5番委員。
- 5番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号1番につきまして報告させていただきます。整理番号1番につきましては、昨年の利用状況調査で5番が調査した所ございましたけれども、3筆のうち2筆は現地調査をせず、1筆は現地調査を実施いたしました。去る3月15日、3番委員、16番委員、私5番委員において協議をいたしました。申請人のYMさんは、埼玉県入間郡三芳町字藤久保に居住しております。申請地は、大口田代字中渡瀬の3筆の畑で、地籍は1,244㎡であります。最初に現地調査をしなかった2筆について報告いたします。

5 番 委 員

申請地は、大口田代字迫間の畑で、2筆の地籍は737㎡であります。
2筆は隣接しております。

申請地の位置は、崎山自治会のYHさん宅西側の市道に面している畑
であります。

非農地となった時期は、昭和45年4月頃であります。

非農地となった原因は、40数年前市外に転出、その後放置状態で、
不耕作地となり、山林化したものであります。

現況の周囲の状況は、東側が道路の外は、孟宗竹が繁茂しております。

以上のような状況から協議しました結果、2筆につきましては、農地
性は喪失しておりまして、農地への復旧は容易でないと判断しました。

添付資料といたしまして、全部事項証明書、字図、位置図等が添付さ
れていきます。

次に現地調査を実施しました1筆について報告いたします。

申請地は、大口田代字中渡瀬の畑で、地籍は507㎡であります。

申請地の位置は、現在は空家でございますが、元、自宅の東側にあつ
て小菜園として利用していたところあります。

昨年の利用状況調査では、耕作放棄地に近い状況でありましたけれど
も、現況は半分ぐらい植えてあった伸び放題のお茶の木がある程度剪定
され、残地の半分ぐらいにあります雑木は少しずつではございますが、
伐採されている状況であります。

以上のような状況から協議しました結果、農地性は喪失していないも
のと判断をしたところあります。

字中渡瀬の畑は、非農地に該当せず、農地の畑であるという結論に達
しました。

委員皆様方のご審議方をお願いしまして、私の報告を終わります。

議 長

5番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

5番委員の報告のとおり、字中渡瀬の畑は非農地に該当せず、他の2
筆は非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手、よって整理番号1番は、証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 10番委員。</p>
10番委員		<p>議案第6号 非農地証明願の調査を報告いたします。 昨年の利用状況調査で、私が調査をしたところでございます。 調査員としまして、15番委員と12番委員が指名になっていますが、私が8月に利用状況調査を行ないましたので、共同での現地調査はしておりません。その報告をいたします。 3月15日に、再調査ということで、私が現地を見ました。 申請人のHK氏は、東市山に居住されております。 ご主人が6年位前に亡くなられて、本人さんがひとりでお住まいでございます。 申請地は、菱刈市山字堀切、地目は畑で面積は831㎡です。 申請理由は、周囲が山林となり、耕作不能となったということで申請されています。 調査内容ですが、周囲の状況は、東側が農道を挟んで水田、西側、南側、北側は山林となっております。 非農地となった時期は、山の状況を見ますと30年位経っていると私は判断いたしました。 周囲が山林となり、隣も全部山で囲まれた畑ということで、申請地の現況としましては農地性を喪失しており、農地への復旧は容易でないと判断をいたしました。 添付書類として、全部事項証明書、航空写真の地図が添付してあります。以上でございます。</p>
員		
議	長	<p>10番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 10番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>

議長 全員挙手、よって整理番号2番は、証明が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3番委員 議案第6号 非農地証明願について、整理番号3番につきまして3月13日、17番、21番と私3番の3人で共同調査をしましたので3番が報告いたします。
申請人は、大口大田1648番地にお住まいのHTさんの相続人HMさんです。
土地の所在地は、大口大田字大堀、地目は畑、面積は332㎡であります。
詳細については、良く理解されていなくて、この前の遊休農地調査で20番委員が調査された土地で、本日欠席ですので、代理の私が現地を再度確認いたしました。20数年前にクヌギ等を植栽されており、大きなクヌギが生い茂り、農地への復旧は困難であると判断いたしました。
申請地の位置として、公民館より北側300m位で、北側山林、東側、西側、南側は畑であります。とても農地への復旧は困難であると判断いたしました。
全体が山林になっており、農地性は喪失していて、年齢も高齢で、子供も地元におらず、農地への復旧は困難であると3人の調査委員とも判断いたしました。
添付資料としまして、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番委員の報告が、終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議	長	全員挙手、よって整理番号3番は、証明が決定しました。
議	長	整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。 18番委員。
18番委員		議案第6号 非農地証明願についてのうち、整理番号4番について、18番が報告いたします。 この議案は、昨年の農地利用状況調査において、私の方で調査をしたところでございます。 今回、8番委員と13番委員と協議をいたしました。 現地調査は、私が見ておりますので、現地調査は省きました。 申請人は、伊佐市大口里にお住まいのOHさんでございますが、お父さんがまだ健在ですが、高齢のため息子さんが申請をしたということです。 場所は、国道から新青木の上の方を通っている林道がございまして、木ノ氏へ抜けている林道添いであります。 面積が1,034㎡です。 若い人には分からないかも知れませんが、昔食糧難時に開墾地ということで、この周辺は山をほとんど、畑にしましてかんしょ等を作っていた時代でございまして、私も記憶がいっぱい残っていますが、その周辺で、からいもの草を取ったことを覚えています。 ところが、食料難が解消しまして、また、元の山にだんだん戻ってしましまして、この土地も周囲がほとんど全部山になってきて、しばらくは放置されていたところを、植林という形をとられたということです。 転用年月日が平成3年12月31日となっておりますけれども、これより早くされたのではないかといい位、木も大きくなっております。 先ほどから言いますように周囲が全部山でございまして、とても農地に返すことは無理だということで、非農地証明はやむを得ないと判断をいたしましたので、審議方よろしく願いまして報告を終わります。
議	長	18番委員の報告が、終わりました。 委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りします。

議 長 18番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手、よって整理番号4番は、証明が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
10番委員。

10番委員 議案第6号 非農地証明願の詳細について、報告いたします。
これも先ほどと同様ですが、昨年の利用状況調査で私が調査した場所
でございます。12番委員と15番委員には私が調査した旨、協議しま
したので報告いたします。

申請人のNMさんは、菱刈市山にお住まいです。

申請地は、菱刈市山字堀切、地目は畑、面積は296㎡です。

申請理由としましては、先代より畑にワラ小屋と義父の住家を建てら
れたということでの申請です。

周囲の状況は、東側が山林、西側が林道、南側が市道、北側が山林と
いう状況でございます。

非農地となった時期は、平成3年4月1日頃だろうと本人さんも言っ
ていました。

非農地なった原因は、先ほど言いましたが、ワラ小屋と一部は義父の
住家にしたということです。

該当する農地はすべて、農地性は百パーセント喪失している状況で、
農地への復旧ということは容易でないと判断しましたので、皆さんのご
審議をよろしく願いいたします。

添付書類として、全部事項証明書、航空写真、字図等が添付してあり
ます。

ご審議方、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手、よって整理番号5番は、証明が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。
1番委員。

1 番 委 員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号6番について、1番が報告
いたします。

調査日は去る3月15日です。

調査委員は、7番、14番、1番の3人で行いました。

申請人は、STさん、65歳、住所は東京都新宿区高田馬場です。

申請地は、菱刈川北字宇都、地目は田、地積は1,535㎡です。

申請理由は、周囲が山林であり、鳥獣害が多い農地となり、耕作不能
であるとのことです。

調査内容ですが、周囲の状況は、東側は本人住宅で、5年位空家です。
西側は杉林、南側は孟宗竹林、北側は畑で隣接者の所有です。

非農地となった時期は、昭和57年6月30日頃です。

原因は、周囲が山林化し日照不足等で耕作放置したため山林化したも
のであります。

現況は、雑木、カヤ、セイタカアワダチ草が生い茂っていました。

農地性はすでに喪失しており、農地への復旧は、容易でないと思われ
ます。

添付書類といたしまして、字図、全部事項証明書、その他関係書類が
揃っております。

よって、3人で協議いたしました結果、許可相当かと思われま。

委員の皆様のご審議を、よろしく申し上げます。

これで、報告を終わります。

議 長 1番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、質問・ご意見はございませんか。

(「はい」という声、あり。)

議 長 はい、15番委員。

- 1 5 番委員 昨年の調査じゃなくて、もう一回共同調査をされたということですが、申請人の住所が、東京都新宿区の方ですけれども、わざわざ今回、非農地証明願いの申請が出てきたということで、事務局から何か連絡されたのですか。
- 1 番委員 よろしいですか。
先ほどありました議案第2号 整理番号3番の申請人 F K氏が購入された件と関連がありまして、申請人が今後を案じ申請されたものようです。
- 事務局 一昨年、昨年と皆さんに、利用状況調査ということでお願いをして、調査結果を事務局に提出していただいています。
そこで、耕作指導等をする中で、農地性を喪失したものについては、4条及び非農地証明でのお願いを、皆さん方が撮っていただいた写真を添えて、お送りしています。
S Tさんについては、帰ってくる予定もなく、どうにか非農地証明で処理ができないかということで、非農地証明願いの書類をお送りいたしまして、全部事項証明書も本人が申請されて一緒に送られてきて、こういう形の処理となっています。
よろしく申し上げます。
- 議長 他に質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手、よって整理番号6番は、証明が決定いたします。
- 議長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。
- 5 番委員 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号7番につきまして報告させていただきます。

- 5 番 委 員 | 整理番号7番につきましては、昨年の利用状況調査で、5番が調査した所でありましたので、現地調査をしないで、去る3月15日、3番委員、16番委員と私5番委員において、協議をいたしました。
- 申請人のOTさんは、大口宮人に居住され、自治会は八代であります。申請地は、大口田代字千代川の2筆の畑で、地籍は2,405㎡であります。
- 申請地の位置は、福川自治会のKKさん宅前の畑であります。
- 非農地となった時期は、平成元年4月頃であります。
- 非農地となった原因は、イノシシ、シカの鳥獣被害のほか、人手不足のため、不耕作地となり、山林化したものであります。
- 現況の周囲状況は、畑の2筆は隣接しており、北側が道路のほかは山林となっています。
- 以上のような状況から、協議しました結果、農地性は喪失し、農地への復旧は容易でないものと判断をいたしました。
- 添付書類としまして、全部事項証明書、字図、位置図、委任状等が添付されております
- 委員皆様方の審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 | 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 | なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 | 全員挙手、よって整理番号7番は、証明が決定しました。
- 議 長 | 整理番号8番は取り下げですので、整理番号9番について担当委員の報告を求めます。
2番委員。
- 2 番 委 員 | 議案第6号 非農地証明願についてのうち整理番号9番について、2番が調査の結果を報告いたします。

- 2 番 委 員 去る3月15日、6番委員、9番委員と私2番委員で、共同調査いたしました。
- 申請人のT Iさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は萩谷でございます。
- 申請地の所在地は、伊佐市大口白木字前田の4筆で、J F社手前に位置し、地目は畑で、地籍は合計5、563㎡であります。
- 周囲の状況は、東西南北すべて、山林・原野となっております。
- 非農地となった時期は、平成元年4月1日頃であります。
- 非農地となった原因は、労力不足により耕作せずそのまま放置したことによるものであります。
- 当該農地の現況は、一部山林化した笹が混ざった原野となっており、申請地周辺は、山林と原野に囲まれているため、農地の境目も分からず、3人で協議した結果、農地性は喪失しているため農地への復旧は容易でないと判断いたしました。
- 書類等はすべて揃っています。
- 委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
- 以上で報告を終わります。
- 議 長 2番委員の報告が終わりました。
- 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
- 報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手、よって整理番号9番は、証明が決定しました。
- 議 長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。
- 12番委員。
- 12番委員 議案第6号 非農地証明願のうち整理番号10番について、去る3月15日に10番委員、12番委員、15番委員が現地調査をいたしましたので、12番が報告をいたします。
- 申請人のHKさんは、大口木ノ氏に居住で、自治会は木ノ氏下であり

1 2 番委員	<p>ます。</p> <p>申請地は、菱刈田中字廣瀬の3筆で、申請理由は、周囲が山林化しており鳥獣害も多く耕作不能となったため耕作放棄したものであります。</p> <p>周囲の状況は、東側が山林、西側がI社の田中工場、南側は市道、北側は重留川となっています。</p> <p>非農地となった時期は、平成2年2月頃で、非農地となった原因は、周囲が山林・原野でまた鳥獣害も多く、耕作を放棄したものであります。</p> <p>当該農地の現状は、周りの山林の開発が進み、山を切り開き整備が進んでいます。</p> <p>現地調査の結果、農地属性は喪失しているため農地への復旧は容易でないと判断しました。</p> <p>委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>1 2 番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>報告のとおり、証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手、よって整理番号10番は、証明が決定しました。</p> <p>議案第6号 非農地証明願は、9件申請のうち証明許可9件が決定しました。</p>
議 長	<p>これで、審議事項を終了いたします。</p> <p>月例報告、その他に、はいます。</p>
事 務 局	<p>月例報告。</p> <p>その他</p> <p style="margin-left: 20px;">①臨時総会開催の件</p> <p style="margin-left: 20px;">②平成25年度の総会日程について</p>
事 務 局 長	<p>以上で平成24年度第12回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>姿勢を正してください。一同礼。</p>

終了時間 午前 11 時 15 分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員

11番委員

伊佐市農業委員

12番委員
